

## 児童福祉法等の改正に伴う相談体制の整備について

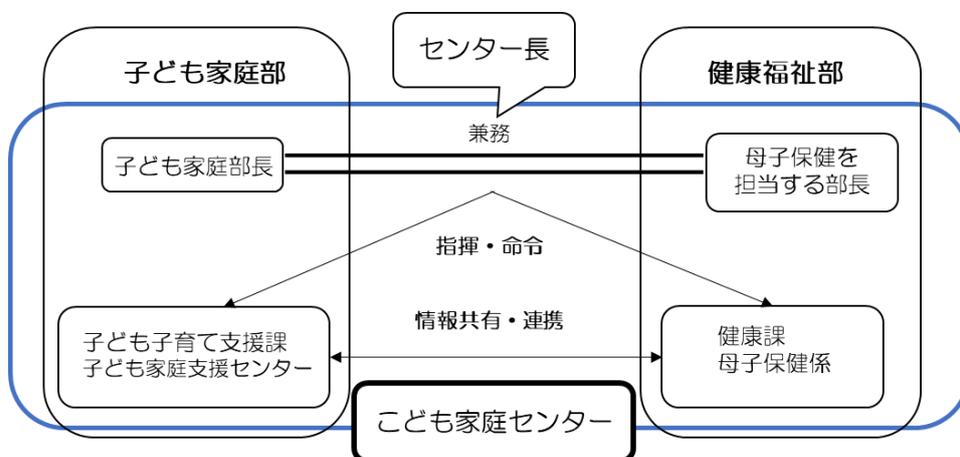
### 1 趣旨

- ・こども家庭庁発足に伴い、児童福祉法等の改正が行われた。法改正により児童福祉機能と母子保健機能を統合した「こども家庭センター」を整備し、両機能を組織として一体的運営することが求められている。
- ・また、「こども家庭センター」と密接な連携をとる機関として、「地域子育て相談機関」の整備も求められている。
- ・「こども家庭センター」及び「地域子育て相談機関」の整備は令和6年度からの市町村の努力義務となっており、第六期長期計画・調整計画に基づいて相談体制の整備を行う。

### 2 こども家庭センターについて

- ・児童福祉機能及び母子保健機能の円滑な連携のためには執務場所の一体化が望ましいが、現行の保健センター内に子ども家庭支援センターが移ることは物理的にも困難なため、児童福祉機能と母子保健機能の指揮命令系統の一体化を図る。
- ・そのため、組織としての名称は変更せず、「こども家庭センター」は両機関合わせての「機能」とする。
- ・センター長は子ども家庭部長とし、子ども家庭支援センター及び健康課母子保健係の指揮命令を行う形とする。
- ・児童福祉機能及び母子保健機能における双方の業務に精通し、俯瞰して判断できる職員を子ども家庭支援センターに配置する。

#### < 組織イメージ図 >



### 3 地域子育て相談機関について

#### (1) 概要

- ・妊産婦、子育て家庭及び子どもが気軽に相談できる、物理的にも近距離にある相談者にとって身近な相談機関
- ・相談者の中には、「こども家庭センター」に直接相談しにくいと感じる方もいることから、身近な相談先として相談を受けるとともに、「こども家庭センター」と連絡調整を行い必要な社会資源につなげていく役割を担う。
- ・市町村において、一定の区域を設定し区域ごとに体制整備に努める。
- ・国の提示した職員配置基準が利用者支援事業（基本型）を想定した職員配置になっていることから、既存の利用者支援事業実施施設を指定する。

#### (2) 業務内容

相談支援及び情報発信

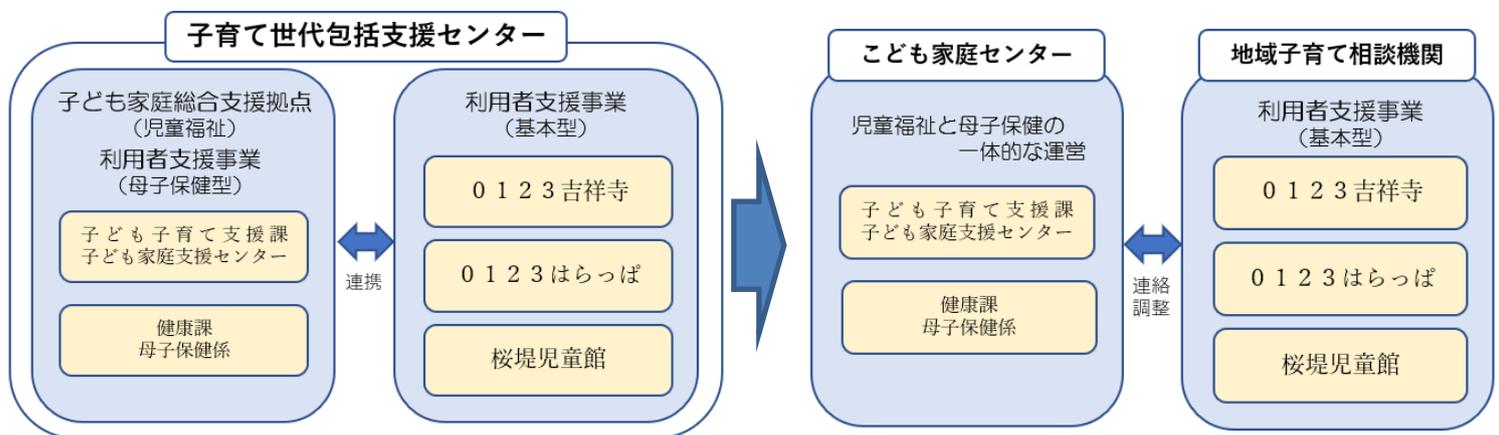
#### (3) 指定機関

0123 吉祥寺、0123 はらっぱ及び桜堤児童館

### 4 相談体制のイメージ図

< 現在 >

< 令和6年度以降 >



担当課 子ども家庭部 子ども子育て支援課  
健康福祉部 健康課